1　登録番号　第7899号
2　登録年月日　平成12年３月30日
3　農林水産植物の種類
Nicotiana L.
4　登録品種の名称　おうしゅうＷ９
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
日本たばこ産業株式会社
東京都港区虎ノ門二丁目２番１号

1　登録番号　第7917号
2　登録年月日　平成12年３月30日
3　農林水産植物の種類
Matthiola incana (L.) R. Br.
4　登録品種の名称　スノーアンジェラス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
福花園種苗株式会社
愛知県名古屋市中区松原二丁目９番29号

1　登録番号　第7918号
2　登録年月日　平成12年３月30日
3　農林水産植物の種類
Matthiola incana (L.) R. Br.
4　登録品種の名称　ムーンアンジェラス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
福花園種苗株式会社
愛知県名古屋市中区松原二丁目９番29号

1　登録番号　第7930号
2　登録年月日　平成12年３月30日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　フィンチ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
フィデス B.V.
オランダ王国　2678　PS　デ　リエ　ユーレルデンホーフェラーレン　6

1　登録番号　第7937号
2　登録年月日　平成12年３月30日
3　農林水産植物の種類
Limonium Mill.
4　登録品種の名称　スプラッシュ　ブルー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
バルブレ＆ブラン　S.A.
カミノビエホ　205　30890　プエルト　ルンブレラス　ムルシア　スペイン

1　登録番号　第8037号
2　登録年月日　平成12年３月30日
3　農林水産植物の種類
Gypsophila L.
4　登録品種の名称　ダンギシャ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ダンジガー　ダン　フラワー　ファーム
イスラエル国　モシャブ　ミシマ　ハシバ　50297

1　登録番号　第8057号
2　登録年月日　平成12年３月30日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　ヒルチェルテス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Hilverda Kooij B.V.
Mijnsherenweg 15, 1424CA De Kwakel The Netherlands

○農林水産省告示第千六百七十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十六年四月三日に消滅したものとみなされる。

平成二十六年十一月二十六日

農林水産大臣　西川　公也

1　登録番号　第18171号
2　登録年月日　平成21年４月２日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　ダンスィングエンジェル
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
塩原茂夫
埼玉県本庄市大字下野堂91番地

○農林水産省告示第千六百七十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十六年四月十九日に消滅したものとみなされる。

平成二十六年十一月二十六日

農林水産大臣　西川　公也

1　登録番号　第22563号
2　登録年月日　平成25年４月18日
3　農林水産植物の種類
Limonium Mill.
4　登録品種の名称　セイシャルラベンダー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
住化農業資材株式会社
大阪府大阪市中央区高麗橋４丁目６番17号

○農林水産省告示第千六百七十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十六年四月二十六日に消滅したものとみなされる。

平成二十六年十一月二十六日

農林水産大臣　西川　公也

1　登録番号　第21793号
2　登録年月日　平成24年４月25日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　永倉八重１号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
永倉正章
群馬県桐生市新里町武井520番地１

1　登録番号　第21794号
2　登録年月日　平成24年４月25日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　永倉八重２号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
永倉正章
群馬県桐生市新里町武井520番地１

○経済産業省告示第二百二十八号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、江戸硝子を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十一月二十六日

経済産業大臣　宮沢　洋一

一　伝統的工芸品の名称
江戸硝子

二　伝統的な技術又は技法
１　成形は、「宙吹き」、「型吹き」又は「押し型」のいずれかによること。
２　「宙吹き」及び「型吹き」にあっては、必要に応じて「ポンテ竿」を用いて「ポンテ取り」を行った後、各部の成形をすること。
３　各部の成形にあっては、必要に応じて「洋箸」及び「台広げ」などを用いること。
４　「外被せ型吹き」にあっては、「透き生地の種巻き」を行った後、「色種の被せ」を行うこと。

三　伝統的に使用されてきた原材料
硝子の素材は、硅砂、石灰及びソーダ灰若しくは酸化鉛又はこれらと同等の材質を有するものとすること。

四　製造される地域
東京都　江戸川区
墨田区
江東区
千葉県　八千代市
九十九里町

五　指定年月日
平成二十六年十一月二十六日

○経済産業省告示第二百二十九号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年十一月二日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年十一月二十六日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名	登録番号	氏名
413223	髙崎　秀人	413224	大河原章広
413225	中村　大治	413226	堀本　修一
413227	三浦　慶豊	413228	中尾　武寿
413229	安藤　洋規	413230	大江　洋正
413231	宮本　拓也	413232	望月　智之
413233	奥　龍司	413234	小山田康雄
413235	武藤　良今	413236	田島　慎哉
413237	廣　輝朋	413238	伊藤　直哉
413239	岩田規明夫	413240	上田　真之
413241	岡村　優	413242	勝部　務